二、埼玉県下の他の刑務所へ申し入れ

茂木、アリヤカ会社側ハコレハ組合側ノ宣伝ナリト称シテ
イル、更ニ角、地区委員ハ若松氏カ分会長ニナシ
会社ト不倫ノ関係ニアリ、若松氏カ書記長ニナリ、以来、組合
ノ切崩シ及ビ新ニ社員ヲ入ルト云フ事実アリ

(四) 組合の創立

九月、午後一時ヨリ本郷子町ニ於テ同盟ノ準備ヲ
開会シ、来賓ノ挨拶、会長選挙ヲ行ヒ、矢島委員ハ岡崎
書記、鈴木、藤岡、[illegible]田氏ヲ推薦シ、之ニ
表ヲ挙ケ、[illegible]

(五) 要求書提出

十月三十日午前十時会社(ヒケタ)商店(ヤマサ)ニ対シテ
分会代表ニ於テハ左ノ要求書ヲ提出ス

要求書

一、賃銀値上
従来ノ壱円五拾銭ヲ壱円五拾銭ニセラレタシ
二、作業分量ノ低下
作業分量ヲ改正シ即時復活セラレタシ
三、賞与増額
四、解雇者ノ復職
右ニ対シ回答ハ三日以内ニセラレタシ
大正十五年十月三十日